

をたつる名也、

躰コライ 櫓杭也、雜字大全、艣柄、合類節用、櫓楯と書は非也、字彙曰、躰、用以承櫓者、其形似躰、故以名躰、訓蒙圖彙、ろほぞと讀せり、櫓を用て作り、櫓床にさしこみ、櫓の入子に合せて櫓をうくる者也、

〔平家物語 十一〕さかる

十六日、元曆二年 二月 中略、去程に、わたなべには、東國の大名小名よりあひて、抑我ら、舟軍のやうは、いまだてうれんせず、いかせん評定す、かち原景時、み出で、今度の舟には、さかるをたて候は

ゞやと申す、判官義源さかるとはなんぞ、かぢはら、馬はかけんと思へば、かけ、引んと思へば、引、ゆん手へも、めてへも、まはしやすう候が、舟はさやうの時、きつとをしまはすが、大事で候へば、ともへにろを立てちがへ、わいかぢを入れて、どなたへもまはしやすうにし候は、ゞやと申ければ、

判官門出のあしきさよ、軍には、一引もひかじと思ふだにも、あはひあしければ、引はつねのならひなり、ましてさやうに、逃まうけなんに、なじかはよかるべき、殿ばらの舟には、さかるをも、かへさまるをも、百丁千丁をも立給へ、よしつねは、只もとのろで候はんと給へば、略下

〔太平記 十七〕金崎城攻事附野中八郎事

中村六郎ト云者、痛手ヲ負テ舟ニ乗殿レ、磯陰ナル小松ノ陰ニ、太刀ヲ倒ニツイテ、其舟寄ヨト招共、アレト云計ニテ、助ントスル者モ無リケリ、爰ニ播磨國ノ住人野中八郎貞國ト云ケル者、是ヲ見テ、略中、此船漕戻セ、中村助ント云ケレ共、人敢テ耳ニモ不聞入、貞國大ニ忿テ、人ノ指、櫓ヲ引奪テ逆櫓ニ立、自船ヲ押返シ、遠淺ヨリ下立テ、只一人中村ガ前へ歩行、

〔新撰字鏡 木〕棹、櫓、織類也、謂木无枝、柯、櫓、櫓、加伊、

〔倭名類聚抄 舟 十一〕棹、釋名云、在旁撥水曰櫓、直教反、字亦作棹、櫓於水中、且進櫓也、

〔箋注倭名類聚抄 舟 三〕具、按海船撥水令船進者、今亦呼加伊、此所言卽是其用與艣略同、又淺水之處、